

適切な工期の設定(品確法改正への取り組み)

国交省官庁営繕では、平成27年3月25日付けで、関連建設業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定の現状に関して問題意識を共有するとともに、適切な工期を設定するための方策等について、「**営繕工事における工期設定の基本的考え方**」として取りまとめました。



「営繕工事における工期設定の基本的考え方」

◎今年春の全国営繕主管課長会議幹事会及び総会において説明。

その後、地方公共団体等からの発注者支援アンケートの中で意見を頂き、

「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を公共工事全体に普及・促進するために

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」

として取りまとめました。

◎本省と地方整備局等は、ブロック主管課長会議や市町村対象会議等を通じて、地方公共団体等に対して、説明や意見交換等を行うなど連携して、公共建築工事全体へ普及・促進を図って行く予定です。



◎今後、地方公共団体等が適切な工期設定及びその確保の一助となるよう、建設業団体等の意見・事例等を取り入れ、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」の解説(仮称)として別途作成し、官庁営繕工事において試行し、内容の精査・充実を図って行きます。

公共建築工事における工期設定の基本的考え方

平成27年10月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

公共建築工事における工期設定の基本的考え方

第1 基本方針

発注者は、工事目的物の品質確保はもとより工事の安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定するものとする。

特に、本来必要とされる工期に比べて短い工期を設定することは、円滑な施工確保に支障を及ぼすものであることに留意する。

第2 適切な工期を確保するための方策

発注者は、適切な工期を設定するため、調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び工事施工の各段階において以下の事項に取り組む。

1. 調査及び設計段階

- (1) 事業全体の工程（スケジュール）が的確に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定した上で予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。
 - ①現地調査及び調査結果に基づく施設管理者、官公署、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。
 - ②設計（計画通知手続き期間等を含む。）、入札契約手続き及び工事着手から工事完成まで施工（資機材の調達に要する期間を含む。）のそれぞれに要する期間。
 - ③近隣、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。
- (2) 敷地や施設の現況などを的確に設計図書に反映するため、事前の調査を十分に行う。
- (3) 設計図書と施設の現況又は設計図書間の不整合を生じさせないように、設計段階での図面審査を確実に行う。また、要求性能を明確に反映した設計図書とするとともに、施工段階で要求性能の確認等を要するものにあつては、その内容を設計図書に明示する。

2. 工事発注準備段階

- (1) 調査及び設計内容に基づく工事内容、施工条件等を適切に反映した工期を入札条件として設定する。
- (2) 工事着手から工事完成までの期間が長く、複数年度にわたる工事については、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。また、地域における建設工事量の把握に努め、年度当初からの予算執行、建設工事の繁忙期を避けた発注時期及び工事完成時期の検討等、工事施工時期の平準化に努める。
- (3) 建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行い、技術者を過剰に拘束しない、ゆとりある工期設定に努める。

3. 入札契約段階

- (1) 設計図書に関する質問回答において、工事の施工条件、施工手順その他工期に影響する事項については、可能な限り明確な回答に努め、発注前に不明

な事項があれば追加にて条件明示するなど施工条件の明示に努める。

- (2) 発注する工事の内容に照らして真に必要と認められる場合を除き、工期短縮に関する技術提案は求めてはならない。

4. 施工段階

- (1) 工程に遅延が生じないように、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ワンデーレスポンス^{※1}の実施に努める。
- (2) 受注者が作成し、発注者が承諾した実施工程表に基づき、工事の進捗状況を的確に把握し、遅延の有無を確認する。
- (3) 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

第3 適切な工期を設定するための留意事項

発注者は、適切な工期を設定するため、工期の検討に際し、以下の事項に留意する。

1. 共通事項

- (1) 多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因及び労働事情、建設資材の調達事情、交通事情等の社会的要因を考慮する。特に、躯体工事及び外構工事においては当該地域における自然的要因の影響を強く受けることを考慮する。
- (2) 工事場所の周辺環境、近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮する。特に、工事の円滑な施工に支障となるような近隣への影響を考慮する。
- (3) 週休2日の確保、年末年始、夏季休暇、入居官署の行事等による不稼働日を考慮する。
- (4) 仮設工作物の設置及び撤去期間、資材及び機器の製作期間等を考慮する。
- (5) 使用する材料及び採用する工法により、作業の手順及び工程が異なることを考慮する。
- (6) 工事内容、施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。
- (7) 特定の施工条件は設計図書に明示する^{※2}。特に、入居官署の業務特性等により特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示する。
- (8) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期^{※3}を設定する。
- (9) VOC測定、官公署の完了検査、工事の完成検査等に必要な期間を考慮する。
- (10) 建物の立地条件、入居官署により使用中の建物内での工事であることその他の制約により、段階を踏んで施工を行い、完成した箇所に移転しながら工事を進める必要がある場合は、支障物（建築、設備共）及び引越期間を考慮する。

2. 新築工事

- (1) 建設資材や労働者の確保等の準備、基礎及び躯体工事、仕上げ工事、設備工事（機器等の製作、受電後における総合試運転調整を含む）並びに外構工事のそれぞれに要する期間など建物の新築工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた工期を設定す

る。

- (2) 根切り工事及び地業工事においては、土地の地歴を考慮するとともに、土質、地下水及び地下埋設物の存在が工期に大きく影響することを考慮する。
- (3) 躯体工事、仕上げ工事等においては適切な養生期間を見込む。
- (4) 工事に伴い入居官署の入居に伴う引越が発生する場合は、引越に必要な期間を考慮する。

3. 改修工事

- (1) 入居官署が建物を使用している中での工事の場合は、施工不可能な日程及び時間（休日又は夜間作業の可否、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否、その他機器等の運転停止不可期間）等の施工条件を考慮する。
- (2) 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置（撤去を含む）に必要な期間を考慮する。
- (3) 機器の撤去及び解体等に伴い、アスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事に加え、調査分析、官公署手続き等に必要な期間についても考慮する。
- (4) 工事の施工に先立ち受注者が実施する施工計画調査、施工数量調査等の施工調査に必要な期間を考慮する。
- (5) 資材の仮置き場が狭あいな場合、作業の都度仮設及び養生を掛け払いする必要がある場合その他の作業効率が低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。

第4 工期の変更

発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要と認められるときは、適切に設計図書を変更するとともに、必要に応じて工事一時中止を行い、その結果必要となる工期の変更を行う※⁴。

また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する。

※1 受注者からの質問及び協議に対して、発注者が基本的に「その日のうちに」回答することをいう。なお、回答期限日を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含む。

※2 「施工条件明示について(平成14年5月30日付け国営計第24号)」を参照する。

※3 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。(公共建築工事標準仕様書より)

※4 各地方整備局等が制定する「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」を参照する。

公共建築物の工事における工期設定の現状と発注者の責務について

発注者は、公共建築物の工事の発注に際して、経済合理性を有した上で工事の品質を確保できるよう工期を設定する必要がある。一方で、発注者は、予算制度や財政条件との整合性の確保や完成時期に対する社会的要請などにも配慮して工期を設定することが求められている。

工事請負契約においては、工期末までに工事を完成させることは契約事項である。そのため、受注者にとって短い工期であっても、受注者は必要に応じて、現場作業員の増員、施工方法の合理化・効率化、工法の変更、技術開発等の創意工夫を行い工事の工期末完成を目指してきたところである。

しかしながら、受注者による創意工夫には技術的・経済的な側面から限度があるため、工事の規模、難易度、地域の実情等を踏まえない、著しく短い工期が設定された工事の場合には、受注者は、無理のある工程管理を余儀なくされ、その結果として、工事の品質管理や安全管理が十分に行われないおそれ、工事採算性の悪化により下請け企業を含めた受注者の経営を圧迫するおそれが生じる。そのことは、工事の品質確保への悪影響にとどまらず、建設労働者の労働環境の悪化を招き、担い手確保にも大きな支障となる。

一方で、工事の規模等に対して著しく長い工期が設定された工事の場合、長期にわたり技術者を配置する必要性が生じるなど、受注者にとって経済合理性を欠くだけでなく、労働者の需給状況によっては技術者の確保が困難となることから、受注者の受注意欲を低下させるおそれが生じる。

平成26年6月4日に改正、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）により、新たに、発注者の責務として、「適切な工期を設定するよう努めること」が規定され、また、平成26年9月30日の閣議決定により一部変更された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）においても、「発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。」ことが明示されたところである。

このことを踏まえて、公共建築物の工事の発注者においても、事業の企画、建築物の設計、入札契約手続き、工事の施工に至るそれぞれの段階において、適切な工期の設定に努めるとともに、必要な場合には工期延長等のための契約変更を適切に行わなければならない。

出典）「営繕工事における工期設定の基本的考え方」について（通知）

（平成27年3月25日付け国営計第127号、国営整第282号）（別添1）

注：適切な工期の設定に資することを目的に、関係業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定について現状の認識を共有しとりまとめたもの